

中部防災だより NO.20 令和6年 夏号

トピックス

- ・能登半島地震について
- ・プロジェクト「TOKAI-0」の総仕上げ
- ・土砂災害から身を守るには

編集・発行
静岡県中部地震委員会
藤枝市瀬戸新屋362-1
藤枝総合庁舎本館2階
TEL 054-644-9104
Mail chubu-kk@pref.shizuoka.jp

対策はできていますか？

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、どのようなことが起きたのか。大きな揺れによる家屋の倒壊、津波の発生、土砂災害の発生等により多くの被害が出ました。災害は事前に備えをしたり対策したりすることが重要です。そこで、今回は『家屋の倒壊』と『土砂災害』に対しどのような準備や対策をすればよいのか、そのための知識と方法を紹介します。

能登半島地震について

発生日時

令和6年1月1日 16時10分

規模等

M7.6 最大震度7 (石川県輪島市・志賀町)

人的被害

死者：245名 負傷者：1,302名

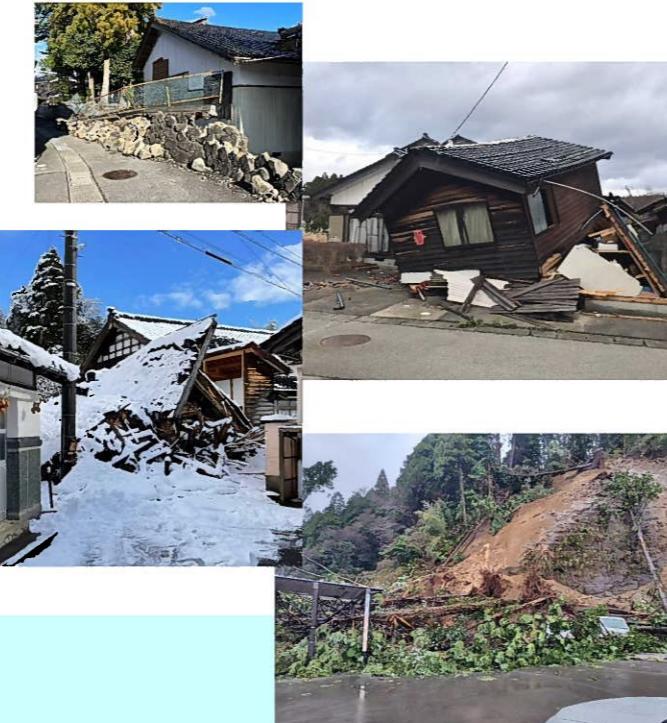
住家被害

全壊：8,560棟 半壊：19,368棟

その他の状況

- ・火災の発生
- ・土砂災害の発生
- ・断水
- ・停電
- ・通信機器の不通
- ・避難所への避難
- ・交通網の遮断 等

内閣府HPより(令和6年3月7日時点)



【能登半島地震で亡くなった人の死因】

- ・死因は『圧死』が最多の4割
- ・『窒息・呼吸不全』『低体温症・凍死』『外傷性ショック等』が『圧死』に次いで多かった。

☆耐震化が進んでいない古い木造家屋が多く、激しい揺れで倒壊が相次ぎ、家屋の下敷きになり亡くなった人が多かった。

☆土砂災害も発生し、生き埋めになってしまい亡くなったケースもあった。

耐震性の高い住居に住む

土砂災害に備える

土砂災害から身を守るには

【避難の仕方】

- ①ハザードマップで危険度を確認



- ②避難した方がいいか判断



家のまわりの様子がいつもとちがうと感じたら、市や町が指定する避難場所に避難する。

- ③避難が難しい時は・・・



避難が難しい時は、自宅の2階以上の、かけからなれた部屋へいどうする。

【垂直避難】

※大雨による土砂災害のリスクのある家では、地震時にも崩壊や土石流が発生するかもしれないことを想定しておくことが重要です。

【土砂災害の種類と前兆】

土石流



前兆

- ・川の水が急になる。
- ・川が急にごったり、流木が流れてくる。
- ・地鳴りや山鳴りがする。
- ・土の変なにおいがする。
- ・川の中で岩がぶつかる音がしたり、火花が見えたりする。

地すべり



前兆

- ・わき水が増える。
- ・地面にひび割れができる。
- ・井戸水がにごる。
- ・木がさける音や木の根が切れる音がする。

かけ崩れ



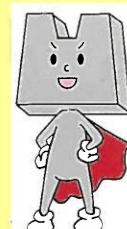
前兆

- ・かけの上の木がゆれたり、かたむいたりする。
- ・かけから小石がパラパラ落ちてくる。
- ・かけにひび割れができる。
- ・かけから急に水がわき出る。

【土砂災害防止月間（6/1～6/30）】

毎年6月は、土砂災害の防止と被害の軽減を目的に、『土砂災害防止月間』と定められています。

本格的な梅雨期を迎えますので、地震に限らず、大雨が降った時も、土砂災害から身を守るため、土砂災害リスクを確認し、大雨に関する気象情報や土砂災害警戒情報に注意し、早めの避難を心がけましょう。





ご存じですか？

無料の耐震診断は

令和6年度で終了します。

プロジェクト「TOUKAI-I-O」とは？

耐震診断は**無料**。耐震補強工事には**補助金**がでます。

令和6年1月に起きた能登半島地震において、昭和56年5月以前に建てられた旧耐震基準の木造建築物の大多数が、倒壊等による被害を受けました。



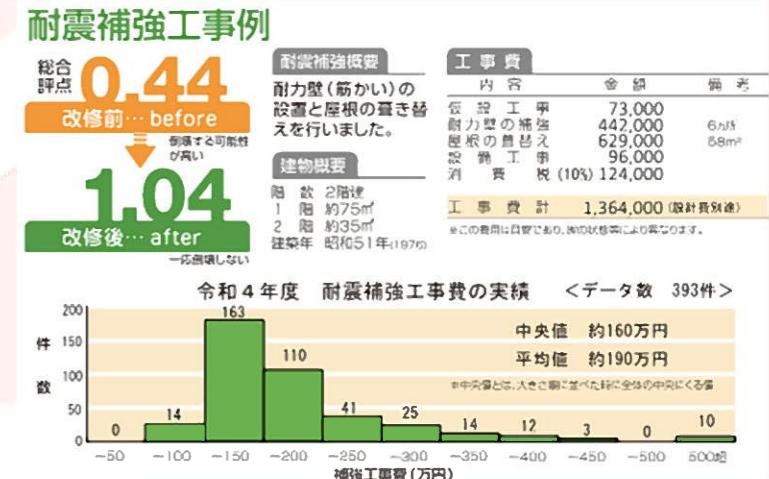
震災による死者を減らすためには、「住宅の倒壊、家具の転倒による圧死・窒息死を防ぐこと」が重要となります。木造住宅耐震化プロジェクト「TOUKAI-I-O」は、「耐震診断」から「耐震補強工事」までの一貫した補助制度により、昭和56年5月以前に建てられた木造住宅の耐震化を進めています。

令和6年度まで！わが家の耐震診断について

市町が派遣する静岡県耐震診断補強相談士による**無料**耐震診断は、

令和6年度で終了します。無料耐震診断では、結果を相談士が、

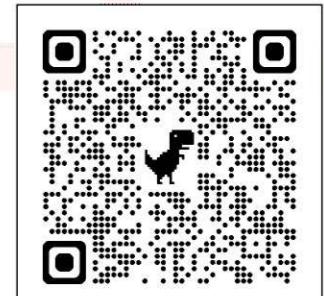
住宅の耐震性能を**評点**してくれます。耐震補強工事にも必要になるので、お早めにお申し込み下さい。



申込方法＆相談窓口

無料耐震診断の申込については、お住まいの市役所・町役場の建築相談窓口又は県建築安全推進課（電話 054-221-3320）へ御連絡ください。

※昭和56年5月以前竣工の木造住宅に限ります。



(建築相談窓口はこちらから)